平成２８年（フ）第８４７号
京都府八幡市八幡吉原16番地の５　２棟203号
債務者　濱名　信行
1　決定年月日時　平成28年９月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月22日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２８年（フ）第８５７号
京都市西京区大枝沓掛町10番地７　パティオオカモト205号
債務者　西田　晋一
1　決定年月日時　平成28年９月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月22日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２８年（フ）第１２２３号
福岡市中央区草香江２丁目５番３号
債務者　久保　美貴
1　決定年月日時　平成28年９月23日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月22日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第１２５１号
福岡県福津市中央５丁目１番28―103号
債務者　佐藤　みく
1　決定年月日時　平成28年９月23日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月22日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第１３２３号
福岡県糟屋郡篠栗町大字若杉376番地97
債務者　田嶋　勝彦
1　決定年月日時　平成28年９月23日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月22日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第２８０号
鹿児島県鹿児島市和田３丁目16番18号（竹之内アパート103号）
債務者　水川　耐三
1　決定年月日時　平成28年９月23日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月22日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２８年（フ）第３０３号
鹿児島県鹿児島市伊敷５丁目11番21号（第３松島ビル201号）
債務者　栫　ゆかり
1　決定年月日時　平成28年９月23日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月22日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２８年（フ）第８１号
宮城県加美郡加美町字一本杉224番地１　有料老人ホームなごみ、従前の住所宮城県加美郡加美町字赤塚195番地　並柳住宅602号
債務者　佐々木敏幸
1　決定年月日時　平成28年９月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月24日まで
仙台地方裁判所古川支部破産係

平成２８年（フ）第８４号
茨城県龍ケ崎市南中島町180番地２　サマックスマノワール２棟103号室
債務者　高橋　千尋
1　決定年月日時　平成28年９月23日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月24日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２８年（フ）第９５号
茨城県龍ケ崎市若柴町3124番地２
債務者　中山　　緑
1　決定年月日時　平成28年９月23日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月24日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２８年（フ）第１３１号
茨城県守谷市けやき台３丁目11番地３　グリーンバレー202
債務者　菊池　由芳
1　決定年月日時　平成28年９月23日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月24日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２８年（フ）第１３７号
茨城県守谷市松前台４丁目２番地１　アシステッドリビング守谷
債務者　塚田　次男
1　決定年月日時　平成28年９月23日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月24日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２８年（フ）第１４４号
茨城県稲敷市曲渕203番地
債務者　冨田みゆき
1　決定年月日時　平成28年９月23日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月24日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２８年（フ）第１５０号
茨城県取手市新町３丁目７番61―203号、前住所茨城県取手市本郷１丁目６番17―005号
債務者　並川久美子（旧姓青木・髙橋）
1　決定年月日時　平成28年９月23日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月24日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２８年（フ）第２３２号
山梨県韮崎市藤井町駒井966　グランクル藤井301号室、住民票上の住所山梨県北杜市須玉町江草5449番地
債務者　川手　進三
1　決定年月日時　平成28年９月23日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月24日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第２３３号
山梨県北杜市小淵沢町2928番地
債務者　日原　幸壽
1　決定年月日時　平成28年９月23日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月24日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第２３４号
山梨県北杜市小淵沢町2928番地
債務者　日原ミヨ子
1　決定年月日時　平成28年９月23日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月24日まで
甲府地方裁判所民事部破産係